

○農林水産省告示第五百五十三号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第二百九条第二項（同令第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農作物共済に係る再保険金及び保険金の限度額の算定方法を次のように定める。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣 齋藤 健

農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第二百九条第二項（規則第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による農作物共済に係る再保険金及び保険金の限度額の算定は、農作物再保険区分（規則第二百三条に規定する農作物再保険区分をいう。以下同じ。）ごと及び都道府県連合会（農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）ごと又は農作物政府保険区分（規則第二百二十七条に規定する農作物政府保険区分をいう。以下同じ。）ごと及び特定組合等（法第二百条に規定する特定組合等をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式によるものとする。

C
A×—
B

Aは、当該都道府県連合会の当該農作物再保険区分に係る再保険金基礎額（農作物再保険区分ごとに、都道府県連合会の組合員たる組合等（法第十一条第二項の組合等をいう。以下同じ。）ごとの支払うべき共済金の総額のうち農作物通常責任共済金額（農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号。

以下「令」という。）第二十二條第一項第一号に規定する農作物通常責任共済金額をいう。以下同じ。

）を超える部分の金額の総額から農作物異常責任保険金額（令第三十一条第一項に規定する農作物異常責任保険金額をいう。）を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額をいう。以下同じ。）又は当該特定組合等の当該農作物政府保険区分に係る保険金基礎額（農作物政府保険区分ごとに、特定組合等の支払うべき共済金の総額から農作物通常責任共済金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額をいう。以下同じ。）

Bは、全ての都道府県連合会の当該農作物再保険区分に係る再保険金基礎額及び全ての特定組合等の当該農作物政府保険区分に係る保険金基礎額の合計額

Cは、全ての都道府県連合会の当該農作物再保険区分に係る再保険金額及び全ての特定組合等の当該農作物政府保険区分に係る保険金額の合計額に百分の七十を乗じて得た金額

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。